**介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）**

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当該加算を算定するために下記要件が設けられました。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。

・職場環境要件の「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」それぞれの区分で一つ以上取り組んでいること。

・賃金以外の処遇改善の取り組みを見える化し公表していること。

以上の要件に基づき、当施設における具体的な取り組みについて以下のとおり公表いたします。

【入職促進に向けた取り組み】

・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

【両立支援・多様な働き方の推進】

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取り組み】

・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化等の実践による職場環境の整備

【ややりがい・働きがいの醸成】

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供